

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

富山国民年金 事案 79

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月までの期間及び 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 50 年 3 月まで

自営業をしていた夫の確定申告書（控）が昭和 46 年分から残っており、その社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料が記載されているので、46 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、昭和 52 年ごろに町内の人から特例納付のことを教えてもらった記憶があり、特例納付をした記憶は無いが、52 年分の確定申告書には支払保険料が前後の年より多く記載されているので、この年に特例納付をしたと思う。

国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和 37 年 10 月 20 日と書かれているので、37 年 10 月から 45 年 12 月までの保険料を特例納付により納付したことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 46 年分、47 年分、49 年分及び 50 年分の確定申告書（控）の社会保険控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料とおおむね一致している。

また、その確定申告書（控）は、記載内容に不自然なところはみられず、申立期間当時、税理士によって作成されたものであることがうかがえる。

一方、昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの期間については、48 年分の確定申告書（控）の社会保険控除の欄には、国民年金保険

料の支払額が記載されておらず、ほかに納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無いことから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

また、昭和 37 年 10 月から 45 年 12 月までの期間については、申立人は、52 年分の確定申告書（控）に記載された支払保険料が前後の年より多く記載されているとして、同年に特例納付をしたのではないかと主張しているが、同年は特例納付の実施期間ではない。さらに、申立人には特例納付を行った記憶も無く、申立人が特例納付分であると主張する金額（約 1 万 8,000 円）は、実際にこの期間の保険料を特例納付により納付した場合の金額と大きく相違することから、この期間についても記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月までの期間及び 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月、同年5月及び57年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年4月1日に、B社における資格取得日に係る記録を57年1月21日に訂正し、30年4月及び同年5月の標準報酬月額を5,000円、57年1月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和31年7月8日から同年11月1日まで
③ 昭和57年1月21日から同年2月1日まで

昭和30年3月に高校を卒業直後、A社に入社し、31年10月31日まで勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、30年4月、5月及び31年7月から同年10月までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

また、昭和57年1月21日に、B社C支店から同社D営業所へ異動したが、社会保険庁の記録上、同社D営業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年2月1日となっており、同年1月について、厚生年金保険の被保険者となっていないことにも納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された昭和30年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、同事業所が、昭和30年5月には、申立人を厚生年金保険の被保険者として認識していたことが確認でき

るほか、同事業所を退職後に就職したB社から提出された申立人の履歴書により、30年4月に申立人がA社に入社したことがうかがわれることから、申立内容に特段の不自然さは見られず、申立人は、同事業所に昭和30年4月1日から継続して勤務し、30年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、B社から提出された賃金台帳により、申立人は、同事業所に昭和57年1月21日から継続して勤務し、同年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び③の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和30年4月及び同年5月の標準報酬月額を5,000円、57年1月の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び③については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人はA社に勤務していたと主張しているところ、同事業所を退職後に就職したB社が保有する労働者名簿によると、申立人は昭和31年7月8日に同社へ入社していることが確認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が申立期間②直後の31年11月1日となっていることが確認できるほか、申立期間②における整理番号の欠番も無いなど、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見られず、このほか厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立 人 の 氏 名 等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立 内 容 の 要 旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 2 月 25 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 2 月 20 日まで

昭和 25 年 2 月 25 日から同年 10 月 31 日まで、ボイラー技士として A 社で勤務していたにもかかわらず、当該期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

また、昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 5 月 5 日まで、B 社で勤務していたにもかかわらず、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録となっていないことに納得できない。

なお、いずれの期間についても、厚生年金保険被保険者証を会社に提出したことや給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には覚えていない。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

①の期間について、A 社（昭和 26 年 11 月 29 日に C 社へ商号変更。現在は、D 社。）が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、申立人が、申立期間において、A 社で継続的に勤務していたことをうかがえる事情が無いほか、申立人が、申立期間当時給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

②の期間については、B社が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、申立人が、申立期間において、B社で継続的に勤務していたことをうかがえる事情が無いほか、申立人は同社へ厚生年金保険被保険者証を提出した時期、及び申立期間当時の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月ごろから 54 年 2 月ごろまで
② 昭和 54 年 3 月ごろから 60 年 3 月ごろまで

昭和 52 年 2 月ごろから 54 年 2 月ごろまで、A 社に勤務していた。また、昭和 54 年 3 月ごろから 60 年 3 月ごろまで、期間は特定できないが、B 社、C 社及び D 社に勤務していた。

当時、会社の経理担当者に厚生年金のことを聞いたところ、加入していると言っていたのを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社では申立期間当時の資料を廃棄しているため、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間における整理番号に欠番が無い上、申立人は厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立人が同社で被保険者資格を取得した形跡はみられない。

さらに、A 社では、申立期間当時、正社員であっても社会保険に加入していなかった社員が複数名いたとしている。

加えて、A 社において申立人が雇用保険に加入していたことを確認できないほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間②における B 社での期間については、同社では申立期間当時の資料を廃棄しているため、申立人が同社に勤務していた

ことを確認することができない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年11月10日から60年3月31日までの期間においては、同社に係る社会保険庁の職歴審査照会回答票に申立人の氏名が記載されていない上、整理番号に欠番も無いことから、申立人は同社において厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

さらに、B社において申立人が雇用保険に加入していたことを確認できないほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間②におけるC社での期間については、同社では申立期間当時の資料を廃棄しているため、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立期間においては、C社に係る社会保険庁の職歴審査照会回答票に申立人の氏名が記載されていない上、整理番号に欠番も無いことから、申立人は同社において厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

さらに、C社では、申立期間当時、正社員であっても社会保険に加入していなかった社員が複数名いたとしている。

加えて、C社において申立人が雇用保険に加入していたことを確認できないほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間②におけるD社（現在は、E社。以下同じ。）での期間については、同社が社会保険の適用事業所となったのは平成5年12月1日であり、申立期間は社会保険の適用事業所となっていなかった期間である。

また、D社でも、申立期間当時、従業員は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、D社において申立人が雇用保険に加入していたことを確認できないほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 31 年 9 月 10 日まで
② 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①において、A 県 B 郡 C 町にあった D 社で勤務していた。当時の同僚として、E 氏、F 氏等を記憶している。

また、申立期間②において、A 県 B 郡 G 町にあった H 社で勤務していた。当時の同僚として、I 氏を記憶している。

転職の際、厚生年金保険被保険者証と思われる紙カードを、必ず会社へ提出していた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人が D 社での同僚とする者の年金記録により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人が D 社での同僚とする者 6 人のうち 4 人については、申立期間より 8 か月又は 2 年 9 か月後の昭和 32 年 5 月 1 日又は 34 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社が、当時、入社後半年から 2 年半程度経過してから厚生年金保険へ加入させていたと推認できる。

また、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとの明確な記憶が無いなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

なお、D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィル

ム)により、申立期間において、申立人の氏名が記載されていないこと、及び整理番号の欠番が無いことが確認できる。

②の期間についても、申立人がH社での同僚とする者の年金記録により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがわれる。

しかし、H社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が自身と同様の勤務状況だったとする者二人についても、社会保険庁の記録上、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できないことから、同社が、当時、一部の社員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとの明確な記憶が無いなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

なお、H社に係る厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立期間において、被保険者資格を取得している者がいないこと、申立人の氏名が記載されていないこと、及び整理番号の欠番が無いことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月ごろから 33 年 4 月ごろまで
② 昭和 33 年 5 月ごろから 35 年 12 月ごろまで
③ 昭和 40 年 5 月ごろから同年 9 月ごろまで
④ 昭和 41 年 3 月ごろから 42 年 11 月ごろまで
⑤ 昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 11 月ごろまで
⑥ 昭和 43 年 12 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
⑦ 昭和 50 年 10 月ごろから 51 年 8 月ごろまで
⑧ 昭和 51 年 8 月ごろから 53 年 9 月ごろまで
⑨ 昭和 56 年 7 月ごろから 58 年 2 月ごろまで

昭和 32 年 1 月ごろから 33 年 4 月ごろまで A 事業所に、同年 5 月ごろから 35 年 12 月ごろまで B 事業所に、40 年 5 月ごろから同年 9 月ごろまで C 事業所に、41 年 3 月ごろから 42 年 11 月ごろまで D 事業所に、同年 12 月ごろから 43 年 11 月ごろまで E 事業所に、同年 12 月ごろから 45 年 3 月ごろまで F 事業所に、50 年 10 月ごろから 51 年 8 月ごろまで G 事業所に、同年 8 月ごろから 53 年 9 月ごろまで H 事業所に、昭和 56 年 7 月ごろから 58 年 2 月ごろまで I 事業所に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 事業所は J 県 K 市（現在は L 市）にあり、有限会社であったと主張している。A という名称の適用事業所は、L 市に 1 事業所（M 事業所）確認できるが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 5 月

1日であり（平成10年9月30日に全喪）、申立期間については適用事業所となっていない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間②については、申立人は、B事業所はJ県K市（現在はL市）にあり、有限会社であったと主張しているが、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、L市には、類似の事業所として、N事業所（昭和37年3月1日に新規適用）及びO事業所（45年4月16日に新規適用）があるが、いずれも申立期間については適用事業所となっていない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間③については、申立人は、C事業所はP県にあり、有限会社であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業・法人登記も未登記であるなど、事業所についての確認ができない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間④については、申立人は、D事業所はQ県R市にあり、個人事業所であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間⑤については、申立人は、E事業所はQ県S市にあり、個人事業所であったと主張している。Q県S市にはEという名称の適用事業所は、T事業所（1事業所）しか確認できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年10月18日であり（53年7月1日に全喪）、申立期間については適用事業所となっていない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間⑥については、申立人は、F事業所はQ県R市にあり、有限会社であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業・法人登記も未登記であるなど、事業所についての確認ができない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間⑦については、申立人は、G事業所はU県V市にあり、株式会社であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業・法人登記も未登記であるな

ど、事業所についての確認ができない。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間⑧については、申立人は、H事業所はU県W町にあり、個人事業所であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、H事業所と類似する事業所としては、X事業所及びY事業所が厚生年金保険の適用事業所となっているが、所在地はZ県及びa県であり、U県内にはH事業所と類似する事業所はみられない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

申立期間⑨については、申立人は、I事業所はb県c県にあり、有限会社であったと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業・法人登記も未登記であるなど、事業所についての確認ができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 10 日から 56 年 9 月 1 日まで

昭和 52 年頃、友人の紹介で A 社の面接を受けた後に同社で勤務し始めたので、同社へ入社したものだと思っていたが、実際には同社から業務を請け負っていた B 社に雇用されており、給料も同社から受け取っていた。

健康保険証の交付を受けていた記憶もあるので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び B 社が提出した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社が提出した昭和 53 年 5 月分から 54 年 12 月分の賃金台帳により、当該期間に係る申立人の給料から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料は見当たらない。

また、B 社は、申立期間当時の日給労働者について、健康保険は C 国民健康保険組合の第 2 種組合員（健康保険にのみ加入する組合員）として加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったとしている。一方、同社が提出した申立人の賃金台帳により、申立人の給料が日給で計算されていること、及び給料から健康保険料が控除されていることが確認できるなど、同社の説明に不合理な点はみられず、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと推認される。

さらに、申立期間と同時期に B 社から派遣されて A 社で就業し

ていたとされる申立人の元同僚二人についても、申立人と同様、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年2月から20年8月まで

申立期間については、外地のB地区（現在のA国）にあったC社D工場で働いていた。給与明細書等当時の状況が記載された資料は無いが、同工場で働いていたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（現在はE社。以下同じ。）が保有している職員名簿により、申立人が当時の工場長であったとしている者がC社D工場に勤務していたことが確認できることから、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、この職員名簿には申立人の名前が記載されていないほか、C社D工場は外地の事業所であることから、申立期間当時、厚生年金保険法（労働者年金保険）は適用されていない。

また、申立人が当時の工場長であったとしている者は、C社D工場に勤務していた期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて具体的な記憶を有しておらず、控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から27年1月まで
昭和26年9月から27年1月までA社に勤務していたのに、厚生年金加入期間は昭和26年9月7日までとなっている。
厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金被保険者名簿及び健康保険被保険者名簿により、同社では厚生年金被保険者名簿にある喪失月については誤記の可能性があるとしているものの、厚生年金については昭和26年7月12日、健康保険については26年9月12日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に記載されている資格喪失日である26年9月7日とおおむね一致している。

また、申立人はA社における勤務期間の終期について、第三者委員会が平成20年11月に照会した時点において、会社が無断で2、3か月以上欠勤した後、会社の幹部が戻るよう説得しに複数回自宅を訪ねてきた昭和27年1月を申立期間の終期としたと説明しており、申立期間において、申立人がA社に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとの明確な記憶が無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総

合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。